

# 鎌倉市ダンススポーツ連盟定款

(名 称)

第1条 本連盟は鎌倉市ダンススポーツ連盟と称する。

2. 本連盟の英文名を「Kamakura DanceSport Federation」とする。

3. 本連盟の略称を「鎌倉D S F」とする。

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を鎌倉市内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下、県連という）の規約にもとづき、鎌倉市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の健全な発展並びに社会に貢献する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) オリンピック、及び国体につながるスポーツ、及び生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興

(2) 鎌倉市におけるダンススポーツのクラブ、サークル活動の振興

(3) J D S F 公認または承認等の競技会の開催及び支援

(4) 県連が行う事業への協力

(5) 鎌倉市体育協会への加盟及び関連事業の推進

(6) 本連盟所属の J D S F 会員及び選手等の登録管理

(7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催

(8) その他、本連盟の目的を達成する為の必要な事業

(加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、鎌倉市内で活動し、原則として本連盟に登録した J D S F 認定サークルとする。

(会 員)

第6条 本連盟の会員は、前条の J D S F 認定サークルに所属する個人とする。

2. 会員は本連盟へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

3. 第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する賛助会員を置くことができる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

①除名についての具体的手続きは県連規約に従う。

②第5条に定める加盟団体を除名する場合は本連盟総会の議決を得なければならない。

## 役員

第9条 本連盟は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 理事 25名以内
  - (6) 監事 2名以上3名以内
  - (7) 相談役 若干名
- (役員を選出)

第10条 理事、監事、相談役及び会長は総会で選出する。

2. 監事は理事を兼ねることが出来ない。
3. 副会長、事務局長及び会計は理事の互選とする。
4. 本連盟の役員は、県連会員でなければならない。

(理事の職務)

第11条 会長は本連盟を代表し、総会及び理事会を招集し、業務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序でその職務を代行する。

(監事の職務)

第12条 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

2. 監事は全ての会議に出席する事が出来る。

(役員任期)

第13条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者残存期間とする。

2. 任期満了後も後任の役員が選出されるまでの間、役員は解任されない。
3. 役員は再任される事ができる。

(総会)

第14条 本連盟は最高決定機関として通常総会と臨時総会をおき、加盟サークルの代表者1名ならびに第9条に定められた役員をもって構成する。

2. 通常総会は毎年1回会長が招集する。
3. 臨時総会は理事会の判断により会長が招集する。
4. 加盟サークル代表者からの過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
5. 総会の議長は会長が行う。
6. 総会は加盟サークル代表者の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
7. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総会に付議すべき事項)

第15条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 定款及び規程の制定ならびに改定
- (2) 理事、監事及び会長の選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算

(5) その他必要と認められた事項

(理事会)

第16条 本連盟は執行機関として理事会をおく。

2. 理事会は理事をもって構成し、会長が招集する。

(議事録及び会計報告)

第17条 本連盟の総会及び理事会の議事録は、原則として事務局長が作成し保存する。

2. 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書及び次年度事業計画書、収支予算書を県連に報告する。

3. 臨時総会を開催した場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連に報告する。

(会計年度)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

(他団体への加盟)

第19条 本定款第4条に記載のない団体への加盟は認めない。

(規約改定の議決)

第20条 本定款の改定を行う場合は、第14条にかかわらず、総会において出席者の

3分の2以上の賛成を得るものとする。

(解散もしくは県連からの脱退)

第21条 本連盟の解散又は県連からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の3分の2以上の

賛成を得るとともに、それぞれ次の第1号又は第2号の手続きを経るものとする。

(1) 本連盟会員総数の4分の3以上の賛成

(2) 県連の承認

(3) 本連盟が解散する場合、財産は県連盟に寄付するものとする。

附則1 平成16年9月4日施行

附則2 平成20年9月13日改訂

附則3 平成20年9月13日施行